

兵庫県が所管する社会福祉法人に関する

# 指 導 指 針

平成29年5月策定

(最終改正 令和2年3月)

兵庫県健康福祉部

# 目 次

	頁
第1 目的	1
第2 基本方針	1
第3 具体的な指導等の方針	
1 評議員の選任	1
2 役員の選任	2
3 役員等の報酬等	3
4 社会福祉充実計画の策定	4
5 関連当事者との取引	8
6 随意契約	9
7 市の社会福祉法人に関する指導監督事務に対する支援	9
8 経営に課題を抱える社会福祉法人への対応	10
9 運営等に重大な問題を有する疑いがある社会福祉法人への対応	11
【様式例】	14

# 兵庫県が所管する社会福祉法人に関する指導指針

## 第1 目的

この指導指針は、法第30条の規定により兵庫県が所管する社会福祉法人を指導するにあたり、その運営の自主性・自律性を尊重しつつ、社会福祉法人を取り巻く情勢の変化を踏まえ、公益法人の一類型である社会福祉法人に求められる透明性の確保、適正かつ公正な支出管理、安定した経営基盤の確立等の観点から、必要な事項を定めることにより、社会福祉法人の運営の適正化を図ることを目的とする。

## 第2 基本方針

- 1 兵庫県は、社会福祉法人の運営の自主性・自律性を尊重し、上記の目的を達成するために対等な協力関係の構築をめざす。
- 2 兵庫県が収集した情報や事務のよりどころとなる考え方等を示すことにより、社会福祉法人の円滑な運営を推進する。
- 3 国民から社会福祉法人が備えるべき公益性・非営利性の徹底が求められる中、兵庫県と社会福祉法人とが協働して取組みを進めることにより、社会福祉法人の存在意義の確立をめざす。

## 第3 具体的な指導等の方針

以下の指導等（社会福祉法人に対する指導等に関するものに限る。）は、国要綱及び国ガイドラインにおける指導監査結果に基づいて行う指導の区分（「指摘事項」及び「助言事項」）に従い実施するものとする。

### 1 評議員の選任

#### （1）評議員選任・解任委員会における外部委員の選任

##### 【法令等の規定】

- ・ 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する。（法第39条）
- ・ 評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。  
評議員選任・解任委員会は、監事○名、事務局員○名、外部委員○名の合計○名で構成する。  
評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもつ

て行う。ただし、外部委員の〇名以上が出席し、かつ、外部委員の〇名以上が賛成することを要する。(定款例第 6 条)

ア 外部委員の数は、社会福祉法人の事業規模や地域の実情に配慮する必要があるが、評議員選任・解任委員会における決議の中立性をより高め、また事故があるとき等に備えるため、複数選任することが望ましい。[助言事項]

イ 外部委員の資格等(適格性、欠格事項、特殊関係者等)は、評議員に準ずることが望ましい。[助言事項]

## (2) 評議員選任・解任委員会における審議

### 【法令等の規定】

- ・ 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより、選任する。(法第39条)
- ・ 欠格事由に該当する者は、評議員となることができない。  
評議員は、当該法人の役員又は職員を兼ねることができない。  
当該法人の各評議員、各役員と特殊の関係にある者が、評議員に含まれることになってはならない。等 (法第 40 条)
- ・ 評議員の選任手続において、評議員候補者が欠格事由に該当しないこと、又は当該法人の各評議員若しくは各役員と特殊の関係にある者がいないことについて、法人において確認がなされていない場合は、文書指摘によることとする。  
(国ガイドライン I-3(1)-2)

ア 社会福祉法人は、評議員候補者から法第 40 条に規定する資格等に合致することを確認する書類 (別紙 1 様式例「確認書 (評議員候補者用)」参照) の提出を受ける等の方法により、その妥当性を確認するものとする。[指摘事項 ※下線を付した指摘基準の該当性を確認できる他の資料により確認していれば指摘しない。]

イ 理事会は、評議員選任・解任委員会に評議員候補者を推薦するにあたって、適任と判断した理由、評議員候補者と他の評議員候補者との関係等を記載した書類 (別紙 2 様式例「評議員候補者推薦書」参照) を提出することが望ましい。[助言事項]

## 2 役員を選任

### 【法令等の規定】

- ・ 欠格事由に該当する者は、役員となることができない。

各理事について、特殊の関係にある者が、上限を超えて含まれることにはならない。

監事は、当該法人の理事又は職員を兼ねることができない。  
当該法人の各評議員、各役員と特殊の関係にある者が、監事に含まれることにはならない。等（法第 44 条）

- ・ 理事の選任手続において、理事候補者に対して欠格事項に該当しないこと、各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないこと、暴力団等の反社会的勢力に属する者でないことを確認していない場合は、文書指摘によることとする。（国ガイドライン I -4(3)）

(1) 社会福祉法人は、役員候補者から法第 44 条に規定する資格等に合致することを確認する書類（別紙 3 様式例「確認書（理事及び監事候補者用）」参照）の提出を受ける等の方法により、その妥当性を確認するものとする。[指摘事項 ※下線を付した指摘基準の該当性を確認できる他の資料により確認していれば指摘しない。]

(2) 理事会は、評議員会に役員候補者を推薦するにあたって、適任と判断した理由、役員候補者と他の役員候補者との関係等を記載した書類（別紙 4 様式例「役員候補者推薦書」参照）を提出することが望ましい。[助言事項]

### 3 役員等の報酬等

#### 【法令等の規定】

- ・ 理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。

支給の基準については、評議員会の承認を受けなければならない。  
（法第 45 条の 35）

- ・ 役員等の報酬の支給基準が「不当に高額」でないことについては、法人に説明責任がある。  
所轄庁が「不当に高額」であるおそれがあると認める場合は、法人で支給基準を作成する際に、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して検討が行われたかを確認する（具体的な検討内容は問わない。）。  
支給基準を作成する際に、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮した検討が行われていない場合は、文書指摘によることとする。（国ガイドライン I -8(2)-1）

## (1) 役員報酬等の支給状況に関する統計データの公表

本庁は、県要綱第8条に規定する監査チェックリスト（以下「監査チェックリスト」という。）に記載された役員報酬等の年額（職員を兼ねる役員の職員給与も含む。以下同じ。）（注1）を基に、事業規模（注2）ごとの分布表及び分布図を作成し、公表するものとする。

（注1）役員報酬（監事は除く。）及び当該理事が職員を兼ねる場合にあっては、職員給与との合算額のうち、当該法人における最高額

（注2）事業活動計算書（第2号の1様式）中サービス活動収益計の額

## (2) 役員等の報酬等の額に関する評議員会及び理事会での審議

ア 社会福祉法人は、評議員会及び理事会において、役員等の報酬等の額及びその支給の基準並びに職員を兼ねる理事に関する給与等の額及びその支給の基準（以下「支給額等」という。）を審議する際、次の（ア）から（ウ）までの参考資料を提示する等により、支給額等が不当に高額なものでないことを具体的に示すことが望ましい。〔助言事項〕

（ア）（1）により本庁が公表した統計データのうち直近のもの

（イ）県内の自治体の長の給与年額等

（ウ）今後の高齢化等に伴う福祉ニーズの急増に対応するため、必要な人材の確保にあたり、社会福祉法人は率先して職員の処遇の改善や労働環境の整備等に取り組む必要があること、また、法第45条の35において報酬等の支給の基準を定めるにあたって考慮すべき事項に「従業員の給与」が盛り込まれた趣旨を踏まえ、賃金構造基本統計調査「職種別きまって支給する現金給与額、所定内給与額および年間賞与その他特別給与額」のうち、福祉関係職種等の額及びこれに相当する当該社会福祉法人の職員給与等の額

イ 本庁及び県民局・県民センター（神戸県民センターを除き、以下「県民局等」という。）は、社会福祉法人が、評議員会及び理事会における支給額等の審議にあたって、アに掲げる参考資料を含め、当該支給額が不当に高額なものでないことを具体的に示す資料を提示した上で十分審議を尽くしているかを、議事録、議案資料等により確認するものとする。〔評議員会で審議する役員等の報酬等に係る部分は指摘事項 ※下線を付した指摘基準の該当性を確認できる他の資料により確認していれば指摘しない。〕〔理事会で審議する職員を兼ねる理事に関する給与等の額に係る部分は助言事項〕

## 4 社会福祉充実計画の策定

【法令等の規定】

- ・ 法人は、毎会計年度、貸借対照表の資産の部に計上した額から負債の部に計上した額を控除して得た額が事業継続に必要な財産額(以下「控除対象財産」という。)を上回るかどうかを算定しなければならない。さらに、これを上回る財産額(以下「社会福祉充実残額」という。)がある場合には、これを財源として、既存の社会福祉事業若しくは公益事業の充実又は新規事業の実施に関する計画(以下「社会福祉充実計画」という。)を策定し、これに基づく事業(以下「社会福祉充実事業」という。)を実施しなければならない。(法第55条の2)

#### (1) 社会福祉充実計画の策定を要しない場合

##### 【法令等の規定】

- ・ 最終的な計算の結果において1万円未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てること。1万円以上である場合には、原則として当該計画を策定し、計画原案の作成から計画案の所轄庁への承認申請までの手続を経た上で、当該計画に基づき、社会福祉充実事業を行うことが必要であること。ただし、当該計画の策定に係る費用が社会福祉充実残額を上回ることが明らかな場合には、当該費用により社会福祉充実残額を費消し、事実上、社会福祉充実事業の実施が不可能であることから、当該計画を策定しないことができること。(事務処理基準3(2))

本庁及び県民局等は、社会福祉充実計画(以下「計画」という。)の策定に係る費用が、社会福祉充実残額(以下「残額」という。)を上回る社会福祉法人に対し、「社会福祉充実残額算定シート」の提出に合わせ、策定に係る費用に関する見積書等の提出を求めて確認するものとする。[指摘事項 ※下線を付した指摘基準の該当性を確認できる他の資料により確認していれば指摘しない。]

#### (2) 社会福祉充実残額の範囲の特例(残額の概ね2分の1以上を事業に充てることを内容とする計画を策定することができる場合)

##### 【法令等の規定】

- ・ 社会福祉充実残額については、社会福祉充実計画の実施期間の範囲で、その全額を活用することを原則とするが、最初に策定する社会福祉充実計画において、社会福祉充実残額の全額を費消することが必ずしも合理的ではない場合も想定されることから、当分の間、地域の福祉ニーズを踏まえた事業規模からして、社会福祉充実残額の全額を計画実施期間内に費消することが困難な場合など、合理的な理由があると認められる場合には、当該理由を計画に記載した上で、社会福祉充実残額の概ね2分の1以上を社会福祉充実事業に充てることを内容とする計画を策定することができること。(事務処理基準4(5))

地域の福祉ニーズを踏まえた事業規模からして、残額の全額を計画期間内に費消することが困難な場合とは、社会福祉法人の計画案に記載された社会

福祉事業の実施規模(施設利用定員ベース)が、当該事業実施地域における事業種別に係る行政計画において求められるサービス必要量(施設利用定員ベース)の2倍程度ある場合とする。[助言事項]

### (3) 各種行政計画の制定・改廃の状況に関する情報の提供

#### 【法令等の規定】

- ・ 所轄庁においては、法人の経営の自主性を十分に尊重するとともに、関係者への意見聴取を経て申請がなされているものであることを踏まえ、次の内容について確認を行うこと。  
計画案の内容が、申請時点における介護保険事業計画や障害福祉計画、子ども子育て支援事業計画等の行政計画との関係において、施設整備等の観点から実現不可能な内容となっていないか。  
行政計画の改定等の状況の変化により、社会福祉充実計画に基づく事業の実施が困難となった場合には、当然に当該計画の変更又は終了が必要となること。  
(事務処理基準8)

本庁は、社会福祉法人が各種行政計画に沿って計画を策定できるよう、各種行政計画の制定・改廃の状況に関する情報を集約し、兵庫県のホームページにおいて公開するものとする。

### (4) 地域協議会の運営等

#### 【法令等の規定】

- ・ 社会福祉充実計画の作成に当たっては、公認会計士又は税理士等の意見聴取、地域協議会の意見聴取(地域公益事業を社会福祉充実計画に記載する場合に限る。)、評議員会の承認を受けた上で、所轄庁に申請し、承認を受ける必要がある。(法第55条の2)
- ・ 社会福祉法人において、中立公正かつ円滑な意見聴取が行えるようにするとともに、併せて地域における関係者のネットワークを強化し、関係者間での地域課題の共有、各種事業の役割分担の整理など、地域福祉の推進体制の強化を図るため、各地域において「地域協議会」を設置するものとする。  
地域協議会の体制整備に係る責任は、原則として所轄庁が有するものとし、その運営主体は、所轄庁が地域の事情に応じて決定するものとする。所轄庁は、地域協議会の実施・運営を支援するとともに、円滑な意見聴取が行われるよう、必要な調整を行うものとする。  
(事務処理基準(別紙3)「地域協議会の設置・運営について」)

#### ア 地域協議会の設置単位



県民局等は、原則として、町の区域ごとに地域協議会を設置するものとする。

## イ 地域協議会の運営

県民局等は、原則として、別に定めるところにより、町社会福祉協議会等と連携して地域協議会を運営する。

## ウ 計画原案に係る地域協議会への意見聴取手続

(ア) 社会福祉法人は、計画原案に地域公益事業を含む場合、原案作成後すみやかに、所管区分に従い本庁または県民局等に、主たる地域公益事業の実施場所等の必要事項を記載した書面(別紙5 様式例「地域公益事業の実施に係る地域協議会の開催について」参照、以下「依頼書」という。)により依頼することが望ましい。[助言事項]

(イ) 県民局等は、依頼書の提出を受けた場合、次の各号に掲げる主たる地域公益事業の実施地域に応じ、すみやかに当該各号に定める措置を取るものとする。

(i) 当該県民局等の所管区域内の町の場合  
地域協議会を開催

(ii) 当該県民局等の所管区域内の市の場合  
当該市に対し、当該社会福祉法人の概略、計画内容等について情報提供を行うなど、必要な調整を実施

(iii) 当該県民局等の所管区域外の場合  
本庁に依頼書の写しを送付

(ウ) 本庁は、依頼書の提出を受けた場合又は県民局等から依頼書の写しの送付を受けた場合、次の各号に掲げる主たる地域公益事業の実施地域に応じ、すみやかに当該各号に定める措置を取るものとする。

(i) 県民局等の所管区域内の町の場合  
当該県民局等に対し、地域協議会の開催を要請

(ii) 市の区域内の場合  
当該市に対し、当該社会福祉法人の概略、相談内容などについて情報提供を行う等、必要な調整を実施

(iii) 県外の市町村の区域内の場合  
当該市町村の区域を所管する所轄庁に対し、当該社会福祉法人の概略、計画内容などについて情報提供を行う等、必要な調整を実施

(エ) 本庁は、神戸市又は県外の所轄庁から、当該所轄庁が所管する社会福祉法人が、県内の市町の区域内で主たる地域公益事業の実施を計画して

いるとして連絡・相談等を受けた場合、上記（ウ）（i）及び（ii）に準じて、すみやかに必要な措置を取るものとする。

## 5 関連当事者との取引

### 【法令等の規定】

- ・ 法人は、公益性が高い法人として公費の投入や税制優遇を受けていることから、当該法人の評議員、理事、監事、職員その他の関係者に対して特別の利益を与えてはならない。（法第27条）

- ・ 計算書類には、関連当事者との取引の内容に関する事項を注記しなければならない。

「関連当事者」とは、当該社会福祉法人の役員及びその近親者及びそれらの者が議決権の過半数を有している法人をいう。（会計省令第29条）

- ・ 「特別の利益」とは、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇をいう。

例えば、法人の関係者からの不当に高い価格での物品等の購入や賃借、法人の関係者に対する法人の財産の不当に低い価格又は無償による譲渡や賃貸（規程に基づき福利厚生として社会通念に反しない範囲で行われるものを除く。）、役員等報酬基準や給与規程等に基づかない役員報酬や給与の支給というような場合は該当すると考えられる。法人は、関係者に対する報酬、給与の支払や法人関係者との取引に関しては、報酬等の支払が役員等報酬基準や給与規程等に基づき行われていることや、これらの規程の運用について根拠なく特定の関係者が優遇されていないこと、取引が定款や経理規程等に定める手続を経て行われていること等関係者への特別の利益の供与ではないことについて、説明責任を負うものである。

指導監査を行うに当たっては、法人の関係者に対する報酬、給与の支払や法人関係者との取引について、特別の利益供与となっていないか確認を要するものがある場合には、法人に対して定款や各規程等に基づく適正な取扱いであることの説明を聴取した上で、特別の利益の供与に該当していないかを確認する。

（国ガイドラインⅢ-4）

### （1）関連当事者との取引の有無等

社会福祉法人は、計算書類の注記のうち会計省令第29条第1項第12号に規定する関連当事者との取引の内容に関する事項を記載する際には、常勤役員（注3）又は評議員に対し、調査票（別紙6 様式例「関連当事者との取引に関する調査について」参照）の提出を受ける等の方法により、記載内容等に間違いがないことを確認することが望ましい。〔助言事項〕

（注3）概ね週4日以上勤務し、役員としての報酬を得ている者。

## (2) 取引の内容、取引先に関する資料の徴求

本庁及び県民局等は、注記において関連当事者との取引の記載がある場合は、必要に応じ、取引の内容、取引金額、取引条件等を記載した契約書等のほか、取引先が法人である場合にあっては、以下の書類の提出を求めるものとする。

ア 法人登記簿謄本

イ 定款又は寄附行為

ウ 直近3会計年度における決算書及び当該決算書と整合する次の書類

(ア) 法人税申告書、勘定科目内訳明細書等

(イ) 役員等の報酬等と整合する給与台帳等

## 6 随意契約

### 【法令等の規定】

- 各法人の行う入札契約については、法人運営の一層の明確化を図るため、随意契約及び競争契約についての基準を示してきたところであるが、その重要性はいまだ変わるものではなく、今後、各法人の策定する経理規程についても、以下の事項を踏まえ、明確に規定すること。  
随意契約によることができる場合の一般的な基準は次のとおり(略)とする。  
(入札通知1(3))

本庁は、社会福祉法人が契約をするにあたって、合理的な理由により、競争入札に付することが適当でない認められる具体的な事例及びその際に必要な内部手続等を記載した要領を作成し、これを参考に契約事務を行うよう助言するものとする。[助言事項]

## 7 市の社会福祉法人に関する指導監督事務に対する支援

### 【法令等の規定】

- 都道府県知事は、市長に対し、社会福祉法人の指導及び監督に関する事務の実施に関し、必要な助言、情報の提供その他の支援を行うように努めなければならない。(法第59条の3)

- (1) 本庁は、市担当職員を対象に含め指導監督事務研修を実施するものとする。
- (2) 県民局等は、当該県民局等が所管する社会福祉施設に対する指導監査と、当該社会福祉施設を運営する社会福祉法人に対する市の指導監査とを、できる限り同時に実施するよう日程調整を行うとともに、指導監査においては、市担当職員に対し、助言、情報提供その他の支援を行うものとする。

## 8 経営に課題を抱える社会福祉法人への対応

### 【法令等の規定】

- ・ 法人は、社会福祉事業の主たる担い手として当該事業を安定的・継続的に経営していくことが求められるものであることから、確固とした経営基盤を有していることが必要であり、社会福祉事業を行うために必要な資産を備えておかなければならない。(法第25条)

経営に課題を抱える社会福祉法人を早期に発見し、改善を指導するため、本庁は、社会福祉法人から提出された財務諸表、監査チェックリストにおける財務分析シート等を活用し、次のとおり社会福祉法人の経営状況の調査、分析、改善方策の検討等を行うものとする。

#### (1) 第一次分析（簡易分析）

社会福祉法人から提出された財務諸表により、経営指標の数値に悪化が認められる法人を抽出する。

#### (2) 第二次分析（詳細分析）

第一次分析において経営課題を有すると認められる社会福祉法人にかかる詳細な分析業務を監査法人等に委託する。

##### ア 主な業務内容

当該社会福祉法人に対し、必要な資料等の提出を求めると共に、必要に応じ実地調査等を行い、経営課題を生じている主な原因を調査、分析し、その有効な改善方策を提案する。

##### イ 調査分析結果の報告

委託を受けた監査法人等は、アの調査、分析結果について、報告書を作成し、本庁及び県民局等に対して、当該社会福祉法人の経営改善へ向けた有効な改善方策案を提案する。

#### (3) 社会福祉法人経営等審査会における指導方針の検討

第二次分析の結果、特に深刻な経営課題を有し、早急に経営面（経営組織のガバナンス面を含む。）での指導が必要と認められる社会福祉法人については、別に定める公認会計士、弁護士等で構成する「社会福祉法人経営等審査会」における経営改善方策等の検討、提言を踏まえ、指導を行うものとする。

## 9 運営等に重大な問題を有する疑いがある社会福祉法人への対応

### 【法令等の規定】

- ・ 特別監査は、運営等に重大な問題を有する法人を対象として、随時実施する。その実施に当たっては、別紙「指導監査ガイドライン」に基づいて行うほか、当該問題の原因を把握するため、必要に応じて詳細な確認を行う。(国要綱 2(3))
- ・ 特別監査については、法人運営等に重大な問題がある場合に行われるものであり、当該監査を行う際は、ガイドラインに定める監査事項及びチェックポイントの確認を行うことに加え、当該問題の内容又は原因等に関連するその他の事項の確認も行い、その結果に基づいて、当該問題の是正のための必要な指導を行うこととする。(国ガイドライン表紙)
- ・ 特別監査は、次のいずれかに該当し、運営等に重大な問題を有する疑いがある場合に、実地において随時実施する。  
なお、指導監査によって重大な問題が認められた法人並びに不祥事の発生した法人に対しては、改善が図られるまで重点的かつ継続的に指導監査を実施するものとする。
  - (1) 法人運営又は施設運営に不正又は著しい不当があったことが思料されるとき。
  - (2) 法令及び法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例(平成 24 年条例第 4 号)により定められた施設最低基準について違反があると思料されるとき。
  - (3) 度重なる一般監査によっても改善の措置が認められないとき。
  - (4) 正当な理由がなく一般監査を拒否したとき。(県要綱第 10 条)

### 〈参考:特別の利益供与の禁止〉

- ・ 法人は、その事業を行うに当たり、その評議員、理事、監事、職員その他の関係者に対して特別の利益を与えてはならない。(法第 27 条)

### 〈参考:役員等の社会福祉法人に対する損害賠償責任〉

- ・ 役員等は、その任務を怠ったときは、社会福祉法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。(法第 45 条の 20)

### 〈参考:罰則の強化〉

- ・ 評議員、理事又は監事が、自己若しくは第三者の利益を図り又は社会福祉法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、その法人に財産上の損害を与えたときは、背任罪。  
評議員、理事又は監事、会計監査人が、その職務に関することについて、誰かから不正の依頼(請託)を受けて、財産上の利益を受け取ったり、自分からその利益の要求若しくは利益を受け取る約束をしたときは、収賄罪。  
評議員、理事、監事、会計監査人等が、◇正当な理由なく書類の閲覧や交付等を拒んだとき、◇所轄庁への報告をせずもしくは虚偽の報告をし、又は所轄庁の職員による検査を拒み、妨害や忌避したとき等は、過料に処せられる。  
(法第 130 条の 2、第 130 条の 3、第 133 条)

**<参考:証憑書類(請求書、納品書、領収書等)の保存期間>**

- ・ 法人は、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない(法第45条の24)。
- ・ 会計帳簿には、その他帳簿として会計伝票が含まれる。  
会計伝票は、証憑に基づいて作成し、証憑は会計記録との関係を明らかにして整理保存するものとする。  
証憑書類の保存期間は10年とする。※証憑書類とは、領収書、納品書、請求書等を指す。(モデル経理規程第12条～第14条)

(1) 国要綱2(3)及び県要綱第10条に規定する特別監査に相当する場合にあっては、必要に応じ以下の事項について調査するものとする。

ア 備品等の領収書に基づく現物確認

イ 高額な出張費等に係る行程表、復命等の確認

ウ 会議費、交際費等(飲食費を伴うものに限る。)に係る会議出席者、会議資料等の確認

エ 社会福祉法人と取引のある全金融機関に対する残高証明書の確認

オ 高級公用車(専ら利用者の送迎を目的とするものを除く。)に係る使用状況の確認

カ 建設工事費、設備工事費等に関する技術系職員による積算内訳等の確認

キ 職員、利用者等に対するヒアリングによる事実の確認

ク その他社会福祉法人の定款、経理規程等に照らし、極めて不適正と認められる会計処理に係る証憑書類の確認

(2) 本庁は、(1)の調査等の結果、役職員等による不適正な会計処理に伴う社会福祉法人の損害が、相当多額または相当長期に及んでいることが見込まれる場合は、8(3)の社会福祉法人経営等審査会に諮り、必要に応じ、法第56条第4項の規定に基づき、当該社会福祉法人に対し、第三者調査委員会の設置(別紙7「設置要綱例」参照)を勧告するものとする。

## [指導指針における略称]

**法**：社会福祉法(昭和26年法律第45号)

**規則**：社会福祉法施行規則(昭和26年厚生省令第28号)

**会計省令**：社会福祉法人会計基準(平成28年厚生労働省令第79号)

**国要綱**：「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)別添

**国ガイドライン**：上記国要綱における別紙「指導監査ガイドライン」

**県要綱**：「社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査要綱」(平成12年6月16日施行)

**定款例**：「社会福祉法人の認可について(通知)」(平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、厚生省社会・援護局長、厚生省老人保健福祉局長及び厚生省児童家庭局長連名通知)別紙2

**事務処理基準**：「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」(平成29年1月24日付け雇児発0124第1号・社援発0124第1号・老発0124第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)別添「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」

**入札通知**：「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(平成29年3月29日付け雇児総発0329第1号・社援基発0329第1号・障企発0329第1号、老高発0329第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局高齢者支援課長連名通知)

**モデル経理規程**：「平成29年版社会福祉法人モデル経理規程(平成29年4月1日施行)」(全国社会福祉法人経営者協議会)

# 【 様 式 例 】

	頁
別紙 1 様式例「確認書（評議員候補者用）」	15
別紙 2 様式例「評議員候補者推薦書」	18
別紙 3 様式例「確認書（理事候補者用）」	19
「確認書（監事候補者用）」	22
別紙 4 様式例「役員候補者推薦書」	25
（参考）親族関係図	26
別紙 5 様式例「地域公益事業の実施に係る地域協議会の開催について」	27
別紙 6 様式例「関連当事者との取引に関する調査について」	28
別紙 7 設置要綱例「第三者調査委員会設置要綱」	31



〇〇年〇〇月〇〇日

社会福祉法人〇〇〇会 理事長 様

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

⑨ \_\_\_\_\_

### 確 認 書（評議員候補者用）

- 1 社会福祉法（以下「法」という。）第 40 条第 1 項に定める欠格事由については、次のとおりです。

※別添「資格等チェックリスト」の 1 参照

【 ・該当しない                      ・該当する（内容： \_\_\_\_\_）】

- 2 法第 40 条第 2 項に定める兼職関係については、次のとおりです。

※別添「資格等チェックリスト」の 2 参照

【 ・該当しない                      ・該当する（内容： \_\_\_\_\_）】

- 3 法第 40 条第 4 項・第 5 項等に定める他の評議員及び各役員との特殊な関係については、次のとおりです。

※別添「資格等チェックリスト」の 3 参照

【 ・該当しない                      ・該当する（内容： \_\_\_\_\_）】

- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

## 資格等チェックリスト（評議員候補者用）

項目	内容
1 欠格事由に該当しないか （法第 40 条第 1 項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人でないこと</li> <li>○ 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと</li> <li>○ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと</li> <li>○ 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと</li> <li>○ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員でないこと</li> </ul>
2 兼職関係にないか （法第 40 条第 2 項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当法人の役員(理事及び監事)でないこと</li> <li>○ 当法人の職員でないこと</li> </ul>
3 他の評議員又は各役員と特殊な関係にあたらぬか （法第 40 条第 4 項・第 5 項等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 他の評議員又は各役員の配偶者又は <b>3 親等</b> 以内の親族でないこと</li> <li>○ 以下の①～⑧にあたらぬこと               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 他の評議員又は各役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者</li> <li>② 他の評議員又は各役員に雇用されている者</li> <li>③ 他の評議員又は各役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者</li> <li>④ ②及び③の配偶者</li> <li>⑤ ①から③に掲げる者の 3 親等以内の親族でかつこれらの者と生計を一にする者</li> <li>⑥ 他の評議員又は各役員が役員となっている社会福祉法人以外の団体の役員又は職員</li> <li>⑦ 当法人の評議員又は役員が評議員総数の過半数を占めている社会福祉法人の役員又は職員</li> <li>⑧ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人の職員（国会議員、地方議会議員を除く。）</li> </ul> </li> </ul>

※法人が租税特別措置法第 40 条の特例の適用を受けるために、定款において「評議員の資格」等の規定を定めている場合は、上記 3 「他の評議員又は各役員と特殊な関係にあたらないか」の欄を次のものに差し替えること。

項目	内容
<p>3 他の評議員又は各役員と特殊な関係にあたらないか (法第 40 条第 4 項・第 5 項等)</p> <p>( 租税特別措置法施行令第 25 条 ) の 17 第 6 項第 1 号</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 他の評議員又は各役員の配偶者又は 3 親等以内の親族でないこと</li> <li>○ 以下の①～⑥にあたらないこと <ul style="list-style-type: none"> <li>① 他の評議員又は各役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者</li> <li>② 他の評議員又は各役員に雇用されている者</li> <li>③ 他の評議員又は各役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者</li> <li>④ ②及び③の配偶者</li> <li>⑤ ①から③に掲げる者の 3 親等以内の親族でかつこれらの者と生計を一にする者</li> <li>⑥ 当法人の評議員又は役員が評議員総数の過半数を占めている社会福祉法人の役員又は職員</li> </ul> </li> <li>○ 以下の⑦～⑩にあたるか <ul style="list-style-type: none"> <li>⑦ 他の評議員又は各役員の配偶者又は 4 ～ 6 親等以内の親族</li> <li>⑧ 他の評議員又は各役員が役員となっている社会福祉法人以外の団体の役員又は職員</li> <li>⑨ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人の職員（国会議員、地方議会議員を除く。）</li> <li>⑩ 次に掲げる法人の法人税法第 2 条第 15 号に規定する役員（以下「会社役員」という。）又は使用人 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該親族関係を有する評議員及び役員が会社役員となっている他の法人</li> <li>(2) 当該親族関係を有する評議員及び役員及び①～⑤に掲げる者並びにこれらの者と法人税法第 2 条第 10 号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

社会福祉法人〇〇〇会 評議員候補者推薦書

No.	氏名	生年月日	住所	経歴・現職	推薦理由	欠格事項	兼職関係	特殊関係		
								評議員	役員	租特令
1						該当なし 該当あり	該当なし 該当あり	該当なし	該当なし	該当なし
								該当あり	該当あり	該当あり
2						該当なし 該当あり	該当なし 該当あり	該当なし	該当なし	該当なし
								該当あり	該当あり	該当あり
3						該当なし 該当あり	該当なし 該当あり	該当なし	該当なし	該当なし
								該当あり	該当あり	該当あり
4						該当なし 該当あり	該当なし 該当あり	該当なし	該当なし	該当なし
								該当あり	該当あり	該当あり
5						該当なし 該当あり	該当なし 該当あり	該当なし	該当なし	該当なし
								該当あり	該当あり	該当あり
6						該当なし 該当あり	該当なし 該当あり	該当なし	該当なし	該当なし
								該当あり	該当あり	該当あり
7						該当なし 該当あり	該当なし 該当あり	該当なし	該当なし	該当なし
								該当あり	該当あり	該当あり

〇〇年〇〇月〇〇日

社会福祉法人〇〇〇会 理事長 様

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

### 確 認 書 (理事候補者用)

- 1 社会福祉法（以下「法」という。）第44条第1項において準用する第40条第1項に定める欠格事由については、次のとおりです。

※別添「資格等チェックリスト」の1参照

【 ・該当しない          ・該当する（内容： \_\_\_\_\_）】

- 2 法第44条第6項等に定める他の理事との特殊な関係については、次のとおりです。

※別添「資格等チェックリスト」の2参照

【 ・該当しない          ・該当する（内容： \_\_\_\_\_）】

- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

## 資格等チェックリスト（理事候補者用）

項目	内容
<p>1 欠格事由に該当しないか （法第 44 条第 1 項において準用する法第 40 条第 1 項）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人でないこと</li> <li>○ 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと</li> <li>○ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと</li> <li>○ 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと</li> <li>○ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員でないこと</li> </ul>
<p>2 他の理事と特殊な関係にあたるか （法第 44 条第 6 項等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各役員配偶者又は<b>3親等</b>以内の親族である</li> <li>○ 以下の①～⑦にあたる <ul style="list-style-type: none"> <li>① 各役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者</li> <li>② 各役員に雇用されている者</li> <li>③ 各役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者</li> <li>④ ②及び③の配偶者</li> <li>⑤ ①から③に掲げる者の3親等以内の親族でかつこれらの者と生計を一にする者</li> <li>⑥ 各理事が役員となっている社会福祉法人以外の団体の役員又は職員</li> <li>⑦ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人の職員（国会議員、地方議会議員を除く。）</li> </ul> </li> </ul>

※法人が租税特別措置法第 40 条の特例の適用を受けるために、定款において「役員の資格」等の規定を定めている場合は、上記 2 「他の理事と特殊な関係にあたるか」の欄を次のものに差し替えること。

項目	内容
<p>2 他の理事と特殊な関係にあたるか (法第 44 条第 6 項等)</p> <p>(租税特別措置法施行令第 25 条) の 17 第 6 項第 1 号</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各役員配偶者又は<b>6親等</b>以内の親族である</li> <li>○ 以下の①～⑧にあたる <ul style="list-style-type: none"> <li>① 各役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者</li> <li>② 各役員に雇用されている者</li> <li>③ 各役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者</li> <li>④ ②及び③の配偶者</li> <li>⑤ ①から③に掲げる者の3親等以内の親族であつこれらの者と生計を一にする者</li> <li>⑥ 各理事が役員となっている社会福祉法人以外の団体の役員又は職員</li> <li>⑦ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人の職員（国会議員、地方議会議員を除く。）</li> <li>⑧ 次に掲げる法人の法人税法第 2 条第 15 号に規定する役員(以下「会社役員」という。)又は使用人 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該親族関係を有する評議員及び役員が会社役員となっている他の法人</li> <li>(2) 当該親族関係を有する評議員及び役員及び①～⑤に掲げる者並びにこれらの者と法人税法第 2 条第 10 号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

社会福祉法人〇〇〇会 理事長 様

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

### 確 認 書（監事候補者用）

- 1 社会福祉法（以下「法」という。）第44条第1項において準用する第40条第1項に定める欠格事由については、次のとおりです。

※別添「資格等チェックリスト」の1参照

【 ・該当しない          ・該当する（内容： \_\_\_\_\_ ）】

- 2 法第44条第2項に定める兼職関係については、次のとおりです。

※別添「資格等チェックリスト」の2参照

【 ・該当しない          ・該当する（内容： \_\_\_\_\_ ）】

- 3 法第44条第7項等に定める他の役員との特殊な関係については、次のとおりです。

※別添「資格等チェックリスト」の3参照

【 ・該当しない          ・該当する（内容： \_\_\_\_\_ ）】

- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。



## 資格等チェックリスト（監事候補者用）

項目	内容
1 欠格事由に該当しないか （法第 44 条第 1 項において準用する法第 40 条第 1 項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法人でないこと</li> <li>○ 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと</li> <li>○ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと</li> <li>○ 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと</li> <li>○ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員でないこと</li> </ul>
2 兼職関係にないか （法第 44 条第 2 項）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 当法人の理事でないこと</li> <li>○ 当法人の職員でないこと</li> </ul>
3 各役員と特殊な関係にあたら ないか （法第 44 条第 7 項等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各役員の配偶者又は<b>3親等</b>以内の親族でないこと</li> <li>○ 以下の①～⑧にあたらぬこと               <ul style="list-style-type: none"> <li>① 各役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者</li> <li>② 各役員に雇用されている者</li> <li>③ 各役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者</li> <li>④ ②及び③の配偶者</li> <li>⑤ ①から③に掲げる者の3親等以内の親族でかつこれらの者と生計を一にする者</li> <li>⑥ 各役員が役員となっている社会福祉法人以外の団体の役員又は職員</li> <li>⑦ 当法人の評議員又は役員が評議員総数の過半数を占めている社会福祉法人の理事又は職員</li> <li>⑧ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人の職員（国会議員、地方議会議員を除く。）</li> </ul> </li> </ul>

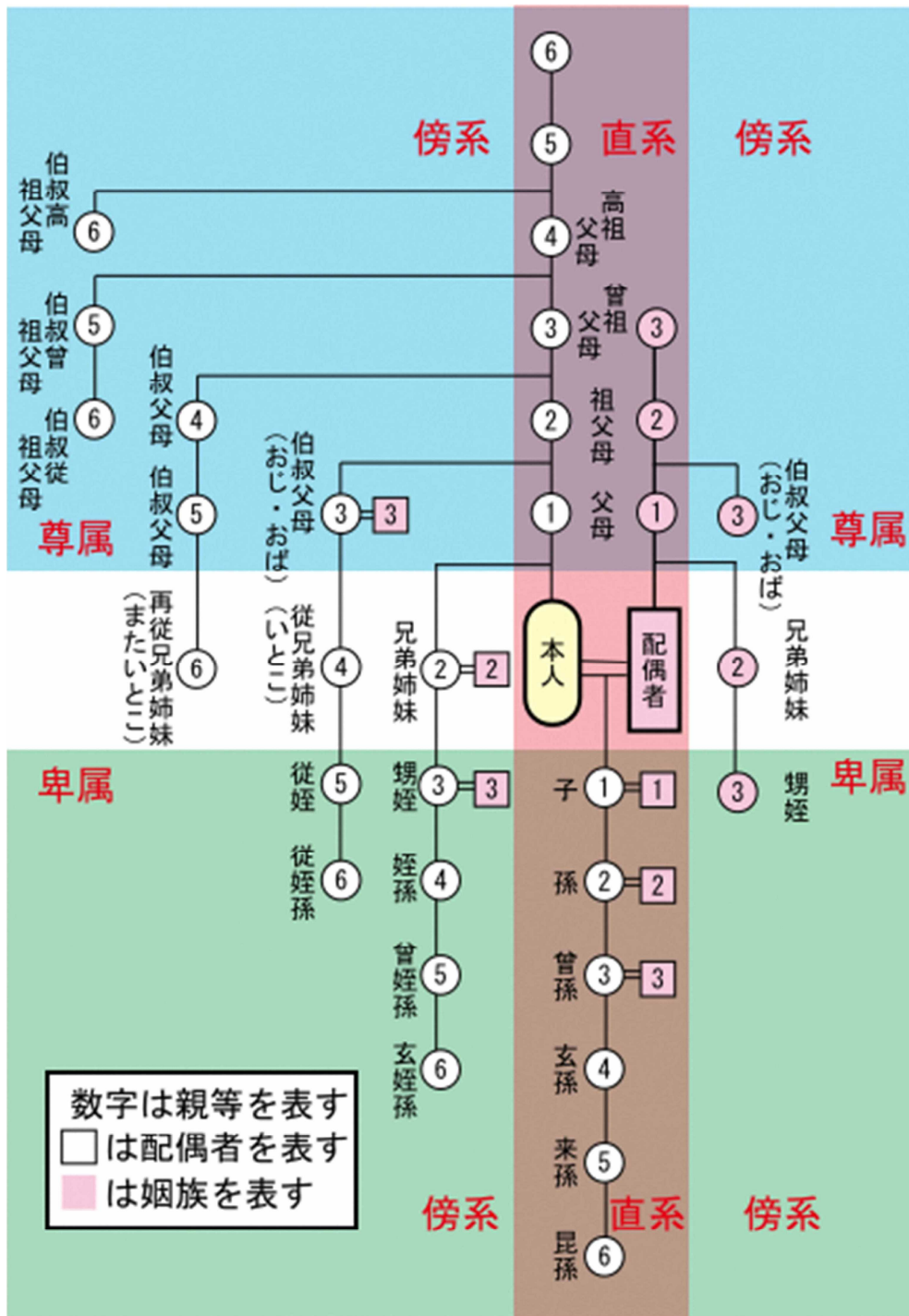
※法人が租税特別措置法第 40 条の特例の適用を受けるために、定款において「役員の資格」等の規定を定めている場合は、上記 3 「各役員と特殊な関係にあたらぬか」の欄を次のものに差し替えること。

項目	内容
<p>3 各役員と特殊な関係にあたらぬか (法第 44 条第 7 項等)</p> <p>(租税特別措置法施行令第 25 条) の 17 第 6 項第 1 号</p>	<p>○ 各役員配偶者又は 6 親等以内の親族でないこと</p> <p>○ 以下の①～⑨にあたらぬこと</p> <p>① 各役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>② 各役員に雇用されている者</p> <p>③ 各役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者</p> <p>④ ②及び③の配偶者</p> <p>⑤ ①から③に掲げる者の 3 親等以内の親族であつこれらの者と生計を一にする者</p> <p>⑥ 各役員が役員となっている社会福祉法人以外の団体の役員又は職員</p> <p>⑦ 当法人の評議員又は役員が評議員総数の過半数を占めている社会福祉法人の理事又は職員</p> <p>⑧ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人の職員（国会議員、地方議会議員を除く。）</p> <p>⑨ 次に掲げる法人の法人税法第 2 条第 15 号に規定する役員(以下「会社役員」という。)又は使用人</p> <p>(1) 当該親族関係を有する評議員及び役員が会社役員となっている他の法人</p> <p>(2) 当該親族関係を有する評議員及び役員及び①～⑤に掲げる者並びにこれらの者と法人税法第 2 条第 10 号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人</p>

## 社会福祉法人〇〇〇会 役員候補者推薦書

区分	No.	氏名	生年月日	住所	経歴・現職	推薦理由	欠格事項	兼職関係	特殊関係		
									評議員	役員	租特令
理事	1						該当なし 該当あり	X	該当なし 該当あり	該当なし 該当あり	該当なし 該当あり
	2						該当なし 該当あり		該当なし 該当あり	該当なし 該当あり	該当なし 該当あり
	3						該当なし 該当あり		該当なし 該当あり	該当なし 該当あり	該当なし 該当あり
	4						該当なし 該当あり		該当なし 該当あり	該当なし 該当あり	該当なし 該当あり
	5						該当なし 該当あり		該当なし 該当あり	該当なし 該当あり	該当なし 該当あり
	6						該当なし 該当あり		該当なし 該当あり	該当なし 該当あり	該当なし 該当あり
監事	1						該当なし 該当あり	該当なし 該当あり	該当なし 該当あり	該当なし 該当あり	該当なし 該当あり
	2						該当なし 該当あり	該当なし 該当あり	該当なし 該当あり	該当なし 該当あり	該当なし 該当あり

(参考) 親族関係図



( 文 書 番 号 )

〇〇年〇〇月〇〇日

兵庫県知事

様

〇〇市長

社会福祉法人〇〇〇会

理事長 〇〇 〇〇

地域公益事業の実施に係る地域協議会の開催について（依頼）

当法人の社会福祉充実計画案において、以下のとおり地域公益事業を実施したいので、当該地域公益事業の内容及び事業地域の需要について、当該事業地域の住民その他の関係者の意見を聴くため、社会福祉法第 55 条の 2 第 8 項の規定に基づき、地域協議会の開催等、所轄庁の支援を依頼します。

記

- 1 事業実施地域
- 2 拠点となる施設等
- 3 地域公益事業の内容
- 4 事業費（概算）
- 5 その他参考事項

**別紙6 様式例**

〇〇年〇〇月〇〇日

役員・評議員 各 位

※常勤の役員又は評議員として報酬を得ている方に限ります。

社会福祉法人〇〇〇会  
理事長 〇〇 〇〇

関連当事者との取引に関する調査について

本調査は、財務諸表に注記が必要な「関連当事者との取引の内容」について把握するため、本法人の役員に対し実施するものであり、その他の目的に使用することはありません。

関連当事者とは、①常勤役員又は評議員及びその近親者、②常勤役員又は評議員及びその近親者が議決権の過半数を有している法人をいいます。

本調査は、これら①及び②を把握するためのものであり、それらの関連当事者との取引について調査するものです。

つきましては、諸般の事情をご理解いただき、該当する方は、下記調査用紙に記入押印のうえ、提出をお願いします。

**調 査 票**

年 月 日現在  
氏名 ㊟

①常勤役員又は評議員及びその近親者（法人との取引がある者に限る。）

近親者の氏名	続柄	職業	事業上の関係	取引の概要	取引金額

②常勤役員又は評議員及びその近親者が議決権の過半数を有している法人（法人との取引がある法人に限る。）

法人名	所在地	法人の総資産	事業内容	事業上の関係	取引の概要	取引金額

注1) 記入は自署をお願いします。

注2) 常勤とは、概ね週4日間以上勤務している方とします。

注3) 社会福祉法人〇〇〇会との取引の概要と金額を記入してください。

調査対象期間は、 年 月 日から 年 月 日までの1年間です。

## 《参考》

### ○「社会福祉法人会計基準」(平成 28 年厚生労働省令第 79 号)

第29条 計算書類には、法人全体について次に掲げる事項を注記しなければならない。

(12) 関連当事者との取引の内容

2 前項第 12 号に規定する「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 当該社会福祉法人の常勤の役員又は評議員として報酬を受けている者

(2) 前号に掲げる者の近親者

(3) 前2号に掲げる者が議決権の過半数を有している法人

(4) 支配法人(当該社会福祉法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人をいう。第六号において同じ。)

(5) 被支配法人(当該社会福祉法人が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人をいう。)

(6) 当該社会福祉法人と同一の支配法人をもつ法人

### ○「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」(局長連名通知)

(別紙)「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い」

21 関連当事者との取引の内容について(会計基準省令第29条第1項第12号及び第2項関係)

1 関連当事者との取引については、次に掲げる事項を原則として関連当事者ごとに注記しなければならない。

(1) 当該関連当事者が法人の場合には、その名称、所在地、直近の会計年度末における資産総額及び事業の内容

なお、当該関連当事者が会社の場合には、当該関連当事者の議決権に対する当該社会福祉法人の役員又は近親者の所有割合

(2) 当該関連当事者が個人の場合には、その氏名及び職業

(3) 当該社会福祉法人と関連当事者との関係

(4) 取引の内容

(5) 取引の種類別の取引金額

(6) 取引条件及び取引条件の決定方針

(7) 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高

(8) 取引条件の変更があった場合には、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

### ○「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する適用上の留意事項について」(課長連盟通知)

(別紙)「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」

26 関連当事者との取引について

運用上の取扱い第21における関連当事者との取引の内容について計算書類に注記を付す場合の関連当事者の範囲及び重要性の基準は、以下のとおりである。

(1) 関連当事者の範囲

ア 当該社会福祉法人の常勤の役員又は評議員として報酬を受けている者及びそれらの近親者(3親等内の親族及びこの者と特別の関係にある者。なお、「親族及びこの者と特別の関係にあるもの」とは例えば以下を指すこととする。)

- ① 当該役員又は評議員と婚姻の届け出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者
  - ② 当該役員又は評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ③ ①又は②の親族で、これらの者と生計を一にしている者
- イ 当該社会福祉法人の常勤の役員又は評議員として報酬を受けている者及びそれらの近親者が議決権の過半数を有している法人
- ウ 支配法人(当該社会福祉法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人、以下同じ。)

次の場合には当該他の法人は、支配法人に該当するものとする。

- ・ 他の法人の役員、評議員若しくは職員である者が当該社会福祉法人の評議員会の構成員の過半数を占めていること。

- エ 被支配法人(当該社会福祉法人が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している他の法人、以下同じ。)

次の場合には当該他の法人は、被支配法人に該当するものとする。

- ・ 当該社会福祉法人の役員、評議員若しくは職員である者が他の法人の評議員会の構成員の過半数を占めていること。

- オ 当該社会福祉法人と同一の支配法人を持つ法人

当該社会福祉法人と同一の支配法人を持つ法人とは、支配法人が当該社会福祉法人以外に支配している法人とする。

## (2) 関連当事者との取引に係る開示対象範囲

- ア 上記(1)ア及びイに掲げる者との取引については、事業活動計算書項目及び貸借対照項目いずれに係る取引についても、年間1,000万円を超える取引については全て開示対象とするものとする。

- イ 支配法人、被支配法人又は同一の支配法人を持つ法人との取引

### ① 事業活動計算書項目に係る関連当事者との取引

サービス活動収益又はサービス活動外収益の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに、サービス活動収益とサービス活動外収益の合計額の100分の10を超える取引を開示する。

サービス活動費用又はサービス活動外費用の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する科目ごとに、サービス活動費用とサービス活動外費用の合計額の100分の10を超える取引を開示する。

特別収益又は特別費用の各項目に係る関連当事者との取引については、各項目に属する項目ごとに1,000万円を超える収益又は費用の額について、その取引総額を開示し、取引総額と損益が相違する場合は損益を併せて開示する。ただし、各項目に属する科目の取引に係る損益の合計額が当期活動増減差額の100分の10以下となる場合には、開示を要しないものとする。

### ② 貸借対照表項目に係る関連当事者との取引

貸借対照表項目に属する科目の残高については、その金額が資産の合計額の100分の1を超える取引について開示する。



## 第三者調査委員会設置要綱

## (設置)

第1条 社会福祉法人〇〇〇会（以下「〇〇〇会」という。）における（理事長等関係者への特別の利益供与に係る）実態の把握、原因の究明、法人ないし関係行政庁の損害額の把握と回復措置及び責任の明確化を行い、今後取り組むべきガバナンス上の課題や方策を検討し、再発防止に資することを目的として、〇〇〇会に第三者調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) (理事長等関係者への特別の利益供与に係る) 実態の把握、原因の究明、法人ないし関係行政庁の損害額の把握と回復措置及び責任の明確化に関すること。

(2) 今後取り組むべきガバナンス上の課題と再発防止に向けた方策の検討に関すること。

2 委員会は、前項の規定にかかわらず、設置目的を達成するために必要と認めるときは、調査の対象を広げることができる。

## (組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員で組織する。

## (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 委員長に事故があるとき、また委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

## (会議及び調査)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員は、必要に応じ、委員会の承認を得て、補助者を選任することができる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に専門的な調査を依頼することができる。

6 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

7 委員長は、必要があると認めるときは、関係機関への調査を行うことができる。

## (秘密の保持)

第6条 委員は正当な理由なく委員会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(報 酬)

第7条 委員又は補助者（以下「委員等」という。）が会議その他の委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、報酬を支払う。

- 2 第5条第5項の規定に基づき、委員等以外の者に専門的な調査を依頼した場合は、報酬を支払う。
- 3 第5条第6項の規定に基づき、委員等以外の者が、会議に出席したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅 費)

第8条 委員等が委員会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の額は、〇〇〇会の旅費に関する規程の理事長に適用する額とする。
- 3 第5条第5項の規定に基づき、委員等以外の者が調査のために出張したとき及び会議に出席したときは、〇〇〇会の旅費に関する規程の常勤職員に適用する額の旅費を支給する。
- 4 第5条第6項の規定に基づき、委員長が必要と認めた委員以外の者が、会議に出席したときは、本条第2項で規定する額の旅費を支給する。

(役職員等の協力)

第9条 〇〇〇会の役職員及びその関係者（以下「役職員等」という。）は、委員会が行う業務について、円滑に実施することができるよう、委員等からの依頼、指示に従い、調査に協力するものとする。この協力にあたっては、次の各号について、遵守しなければならない。

- (1) 委員会による調査に対して、〇〇〇会が所有するあらゆる資料、情報、役職員等へのアクセスを保障しなければならない。
  - (2) 〇〇〇会は、職員に対して、委員会による調査に対して、優先的な協力を業務として命令しなければならない。
  - (3) 〇〇〇会は、委員会の求めがあれば、委員会を補助するために、職員を配置しなければならない。
- 2 前項の十分な協力が得られない場合や調査に対する妨害行為があった場合には、調査結果を報告書にまとめたもの（以下「調査報告書」という。）にその状況を記載することができる。

(協力者等の保護)

第10条 〇〇〇会は、〇〇〇会の役職員等が調査に協力したことを理由として、役職員等に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

- 2 〇〇〇会は、役職員等が調査に協力したことを理由として、役職員等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を採らなければならない。また、役職員等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者（職員の上司、同僚等を含む。）がいた場合には、就業規則に従って処分を課すことができる。
- 3 〇〇〇会の役員及び職員の上司は、役職員等に対し協力した内容について報告を求めてはならない。

(調査結果の作成・公表)

第 11 条 委員会は調査報告書を、〇〇〇会に提出する。委員会は、〇〇〇会やその役職員に不利となる場合であっても、調査により判明した事実やその評価を調査報告書に記載することができる。

2 調査報告書は完全版とともに、関係者のプライバシー等に配慮した公表版を作成するものとする。

3 〇〇〇会は、委員会から提出された調査報告書（公表版）を遅滞なく、〇〇〇会ホームページにおいて公表する。

(収集した資料等の処分権)

第 12 条 委員会が調査の過程で収集した資料等については、原則として、委員会が処分権を専有する。

(庶務)

第 13 条 委員会の庶務は、〇〇〇会法人本部において処理する。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、 年 月 日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、 年 月 日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

3 この要綱の施行日以後最初に開かれる会議は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、〇〇〇会理事 〇〇 〇〇 が招集する。

(別 表)

### 第三者調査委員会委員名簿

(五十音順)

氏 名	役 職
〇〇 〇〇	弁護士
□□ □□	公認会計士
△△ △△	△△大学△△学部 教授

第7条（報酬）、第8条（旅費）関係

#### 報酬額及び旅費

1 弁護士報酬

(1) 着手金 〇〇万円

(2) 時間報酬 〇万円／時間

※委員会、調査、報告書作成の時間など本件に関する処理時間を対象とする

(3) 交通費 法人の旅費規程の理事長の額を適用

(4) 消費税

2 公認会計士報酬

(1) 日額報酬 〇〇万円

※委員会、調査、報告書作成の時間など本件に関する処理時間を対象とする

(2) 交通費 法人の旅費規程の理事長の額を適用

(3) 消費税

3 大学教員報酬

(1) 日額報酬 〇万円

(2) 交通費 法人の旅費規程の理事長の額を適用